

松江市告示第 534 号

松江市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習受講支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 9 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習受講支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習受講支援補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 32 第 1 項に規定する介護サービス事業者であって、同法の規定に基づき市が指定したもののうち、市内に事業所又は施設の存するものをいう。
- (2) 介護プロフェッショナルキャリア段位制度 介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員初任者研修の修了等を通じて「わかる（知識）」を評価しつつ、「できる（実践的スキル）」の能力評価を重点的に実施するために厚生労働省の実施する介護職員資質向上促進事業の一環として運用される制度をいう。
- (3) アセッサー 介護プロフェッショナルキャリア段位制度において、所属する事業所又は施設内の介護職員のキャリアアップを推進し、支援するため、当該介護職員の評価を行う者をいう。
- (4) アセッサー講習 アセッサーを養成するための講習であって、一般社団法人シルバーサービス振興会が実施するものをいう。
- (5) 受講者 アセッサー講習を受講する介護職員をいう。

(補助金の名称等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助事業者の範囲、補助金の交付対象である事務

又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、交付の制限及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習受講支援補助金
補助金交付の目的	所属する介護職員がアセッサー講習を受講するために必要な費用を事業者に助成することにより、アセッサー講習の受講を促進し、市内の介護人材の育成・定着を図り、質の高い介護サービスを安定的に提供することを目的とする。
補助事業者の範囲	国、県又は本市以外の団体から補助金を得て同様の事業を行うことのできない事業者。ただし、次のいずれかに該当するものは、対象としない。 (1) 県から介護人材に係る補助金の交付を受けているもの (2) 本市の市税を完納していないもの (3) 事業所の役員及び管理者が、松江市暴力団排除条例（平成 25 年松江市条例第 14 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。）であるもの (4) 規則第 15 条第 1 項各号に定める事由により補助金の交付決定の取り消しを受け、当該取り消しの日の属する年度の翌年度から起算して 3 年を経過していないもの
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	事業者による、所属する介護職員がアセッサー講習を受講するために必要な費用の負担又は補助
補助金の交付対象経費	事業者が、所属する介護職員にアセッサー講習を受講させるために支出した費用（受講料及び講師指定テキスト代を含み、受講者が移動するための交通費は含まない。）。ただし、対象とできる費用は、1 事業者につき 1 年度当たり 1 人の受講者に係るものを上限とする。
補助金の交付の率又は金額	1 補助事業者当たり 12,000 円を上限とする。
交付の制限	アセッサー講習の受講に当たり他の補助金等を受ける場合は、この補助金の交付を受けることができない。
終期	令和 4 年 3 月 31 日

（交付の申請）

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 評価計画書(受講者による評価開始予定日及び被評価予定者の記載のある書類をいう。)
- (2) 本市の市税に係る前年度の納税証明書(事業所又は施設を運営する法人の納税証明書。運営者が個人の場合は、代表者の納税証明書)

2 規則第4条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第3号までの書類の添付は、要しないものとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書に添付する市長が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) アセッサー講習修了証の写し
- (2) アセッサー講習受講費用に係る領収書の写し又は当該領収書に代わる当該受講費用の支払記録の記載がある通帳の写し

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たり次の条件を付する。

- (1) 受講者による評価の開始は、交付申請した当該年度の3月31日を開始予定期限とすること。
- (2) 補助金の交付対象の事業(以下「事業」という。)が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、当該仕入控除税額を速やかに市長に報告すること。
- (5) 前号に定める仕入控除税額の報告を行った場合において、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該取消しに係る額を市に納付すること。

(補助対象となるアセッサー講習の受講者の責務)

第7条 この補助金の交付を受けた事業に係るアセッサー講習の受講者は、アセッサー講習修了の日から3年以上、当該補助金の交付を受けた事業者で業務に従事するよう努めるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。